

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 1 月 13 日号 (No.391)

I. 重要法令等の解説

1. 「工業及び情報化分野データ安全管理規則（試行）」

II. 注目法令等の紹介

1. 「広告絶対的用語法執行ガイドライン（意見募集稿）」
2. 「『外商投資奨励産業目録（2022 年版）』の関連事項の実施に関する公告」
3. 「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱行為安全認証規範 V2.0」

III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：小野寺 良文

I. 重要法令等の解説

1. 「工業及び情報化分野データ安全管理規則（試行）」¹

工業情報化部 工信部網安（2022）166 号 2022 年 12 月 13 日公布、2023 年 1 月 1 日施行

執筆担当：原 潔、塩崎 耕平、鈴木 幹太

工業及び情報化分野データ安全管理規則（試行）（以下「本規則」という。）は、「データ安全法」²に基づき、工業及び情報化分野のデータ安全管理業務の制度化・規範化の推進を加速し、同分野のデータ安全について「誰が、何を、どのように管理するか」という問題を重点的に解決することを目的として試行されたものであり、同分野のデータ安全管理に当たり指針とされるべきものである。ただ、特に重要データ・核心データの目録の届出義務を定めている点（後記（3）ア参照）等について、何が重要データに該当するのか現時点において私企業が判断することは必ずしも容易ではなく、具体的にどこまで対応すればよいか判断に迷う部分も多く、引き続き当局及び実務の動向を注視しながら慎重に判断していく必要がある。

本規則の主な内容は以下のとおりである。

(1) 適用範囲、定義及び監督管理

本規則は、中国国内において実施される工業及び情報化分野のデータ取扱活動並びにその安全監督管理に適用される（2 条）。また、本規則は、工業及び情報化分野のデータ並びにデータ取扱者の概念を定義している。具体的には、「工業及び情報化

¹ 原文「工业和信息化领域数据安全管理办法（试行）」

² [本ニュースレターNo.354（2021年6月25日発行）](#)をご参照。

中国最新法令〈速報〉

分野のデータ取扱者」(以下「データ取扱者」という。)とは、工業及び情報化分野のデータ取扱活動において処理目的、処理方式を自主的に決定することができる各種主体を指し、工業データ取扱者、電気通信データ取扱者及び無線データ取扱者が含まれるとしている。そして、「工業及び情報化分野のデータ」(以下「本分野データ」という。)とは主に工業データ、電信データ及び無線データ等をいい、「データ取扱活動」はデータの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、廃棄等が含まれるとしている(3条)。

本規則は、同時に「工業情報化部-地区業界監督管理部門」という2階層の監督管理メカニズムを構築した。具体的には、中央の工業情報化部が業界のデータ安全管理政策制度と標準規範などを制定し、各地区業界監督管理部門がそれぞれ当該地区における監督管理の職責を負い、重要なデータ目録の届出等を審査することとしている(4条)。

(2) データ類別・等級別管理

データ類別・等級別管理制度は、「データ安全法」³等により確立されたデータ類別・等級別要求に従い、データの種類や重要度に応じて異なる保護措置を講じることを要求するデータ安全管理制度である。本規則においてもデータ類別・等級別管理制度に則り、本分野データの識別認定、等級別管理、重要データ届出等の要求を規定している(7条)。工業情報化部は本分野データ識別認定、等級管理保護標準及び規範を制定し、地方業界監督管理部門により具体的な識別等の業務を行う。

また、本規則は、本分野データのデータ分級について、公共の利益又は個人、組織の合法的權益に対する影響及び重要度に応じて、一般データ、重要データ⁴、核心データ⁵の3等級に区分し、それぞれの等級のデータに対して、データの収集、保存、加工、伝送、提供、公開、廃棄、出国、移転、委託処理などの段階ごとの安全管理に関する要求を規定した(8条、13条)。

³ 「データ安全法」の21条をご参照ください。

⁴ 重要データ(10条): ①政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、電磁、ネットワーク、生態、資源、核の安全等にとって脅威となり、海外利益、生物、宇宙、極地、深海、人工知能等、国の安全に関わる重点分野に影響を与えるもの、②工業及び情報化分野の発展、生産、運営及び経済利益等に深刻な影響をもたらすもの、③重大なデータ安全事象又は生産安全事故をもたらす、公共の利益又は個人、組織の合法的權益に深刻な影響をもたらす、社会的悪影響が大きいもの、④引き起こす波及効果が顕著で、影響を与える範囲が複数の業種、区域又は業種内の複数の企業に及び、又は影響の持続期間が長く、業種の発展、技術の進歩及び産業生態系等に深刻な影響をもたらすもの、⑤工業情報化部が評価の上で確定するその他のデータ。

⁵ 核心データ(11条): ①政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、電磁、ネットワーク、生態、資源、核の安全等にとって深刻な脅威となり、海外利益、生物、宇宙、極地、深海、人工知能等、国の安全に関わる重点分野に深刻な影響を与えるもの、②工業及び情報化分野並びにその重要中核企業、重要情報インフラ、重要資源等に重大な影響をもたらすもの、③工業生産の運営、電信ネットワーク(インターネットを含む)の運営及びサービス、無線業務の実施等に重大な損害をもたらす、広範囲の操業停止、広域の無線業務の中断、大規模なネットワーク及びサービス機能不全、大量の業務処理能力喪失等を招くもの、④工業情報化部が評価の上で確定するその他のデータ。

中国最新法令 < 速報 >

(3) データ取扱者の安全保護義務

データ取扱者が、一般データの安全保護義務に加え、重要データ・核心データに対しては以下の保護義務を負うことを規定している（第三章）。

ア 重要データ・核心データの目録の届出

関連要求及び標準に従い、重要データ・核心データを識別し、当該単位的重要データ・核心データ目録を作成したうえで、当該地区業界監督管理部門に届出を行わなければならない（7条、12条）。

また、届出内容に重大な変動（ある種類の重要データ・核心データの規模に30%以上の変動が生じた場合等）が生じた場合、当該変動が生じてから3か月以内に届出変更手続を行わなければならない。

イ 内部管理の強化

内部管理を強化し、データ安全業務体系を確立するとともに、データ安全責任者を明確にし、重要データ・核心データ処理の登録・承認制度を構築して、データの全ライフサイクルにおける安全保護措置を強化しなければならない（13条）。

本規則はデータの全ライフサイクルにおける安全保護措置を細分化し、取得した重要データ・核心データについては、協議書や承諾書等を締結する方法により双方の法的責任を明確化すべきことを規定した（14条）。また、重要データ・核心データを外部に提供する場合、データセキュリティに関する協議書を締結しなければならないが、かつデータ取得者のデータ安全保護能力を確認する必要がある（18条）。なお、重要データ・核心データの保存及び伝送については、検証技術、暗号技術などの保護措置を取らなければならない（15条、17条）、消去した重要データ・核心データに対しては、いかなる方法によっても、復元を行ってはならない（20条）。

ウ データの安全監視・早期警戒及び緊急対応管理

監視を常態的に行い、業界監督管理部門の要求に基づきデータセキュリティに対する潜在的危険性を遅滞なく洗い出し、当該単位の詳細セキュリティ事案緊急対応案を制定するとともに、定期的に緊急訓練を実施し、データセキュリティ事案が発生した後は速やかに処置を講じ、認識した最初の時点で当該地区業界監督管理部門に報告しなければならない（13条、28条）。

エ 安全評価

重要データ・核心データのデータ取扱者は、自ら又は第三者評価機構に委託して、少なくとも毎年1回、安全評価を行い、リスクを遅滞なく改善し、評価報告書を当該地区業界監督管理部門に提出しなければならない（31条）。当該安全評価には、コンプライアンス評価とリスク検討判断が含まれる。コンプライアンス評価とは、法令又は政策の関連要件を満たすかどうかを評価することであり、リスク評価とは、データ取扱者のデータ安全保護能力、セキュリティ事案発生後の影響度などを分析

中国最新法令 < 速報 >

することにより、データ取扱活動のリスクの程度を評価することを意味する。

(4) 監督検査及び法的責任

本規則に違反した場合は、情状の深刻度により違法所得の没収、罰金、業務の一時停止、営業停止、業務許可証の取消などの行政処罰を科し、犯罪を構成する場合、刑事責任を科すとされる（36条）。

(全 42 条)

II. 注目法令等の紹介

1. 「広告絶対的用語法執行ガイドライン（意見募集稿）」⁶

国家市場監督管理総局 2022年12月7日公表 意見募集期限 2023年1月6日

執筆担当：胡 勤芳、兪玉 祐基、森 規光

広告法9条3項は「国家級」や「最高級」、「最良」等の用語を広告に使用することを禁止している⁷。本意見募集稿⁸は、これらの「広告絶対的用語」（1条）に関する法執行のルールをガイドラインとして定めようとするものである。

例えば、広告において広告絶対的用語が使用される場合でも、①自社の商品役務を修飾するものでなく、自社のサービス姿勢や経営理念・目標等を表明するにすぎない場合や、②広告絶対的用語が自社の商品役務を修飾する場合でも、消費者を誤導し又は他の経営者を貶める客観的な効果を有さず、かつ一定の事由に該当する場合（例えば、同一ブランドの別商品との比較のために用いられる場合）には、規制の対象とならないとしている（4条、5条）。

また、広告絶対的用語に係る規制違反がある場合においても、違反や悪影響の程度が軽微である場合には、医療や金融等に関係する場合を除いて、行政処罰を減免することができる（6条～8条）。

(全 9 条)

⁶ 原文「广告绝对化用语执法指南（征求意见稿）」

⁷ 広告において広告絶対的用語を使用した場合、広告法57条に基づき、市場監督管理部門が広告の掲出の停止を命じ、広告主に対し20万元以上100万元以下の過料に処し、情状が重大である場合は、併せて営業許可書を取り消し、広告審査機関によって広告審査認可文書を取り消し、1年間その広告審査申請を受理しないことができるとされている。

⁸ 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法的な効力を有しない。

中国最新法令 < 速報 >

2. 「『外商投資奨励産業目録（2022年版）』の関連事項の実施に関する公告」⁹

税関総署 2022年12月5日公布 2023年1月1日施行

執筆担当：戴 楽天、井村 俊介

2022年10月26日、商務部及び国家發展改革委員会は「外商投資奨励産業目録（2022年版）」（以下「2022年版目録」という。）を公布した¹⁰。奨励産業目録に該当する産業に従事する外商投資企業は、所定の設備の輸入の際に関税等の免除措置を受けられるため¹¹、税関総署は、これまででも外商投資奨励産業目録が改正されるたびに当該目録に合わせて関税等の免除に関する実施措置を定める公告を公布している。本公告は2022年版目録の内容に合わせて公布されたものであるが、実質的な内容としては2020年版の外商投資奨励産業目録の内容に合わせて公布された公告から大きな変更はない。

(全5条)

3. 「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱行為安全認証規範 V2.0」¹²

全国情報安全標準化技術委員会 2022年12月16日公表 同日施行

執筆担当：李 昕陽、井村 俊介

「個人情報保護法」（38条1項2号）は、個人情報取扱者が中国国外に個人情報を提供するための条件の一つとして、「国のネットワーク安全情報部門の規定に従い専門機構が行う個人情報保護に係る認証を受けること」と規定されている。これを受け、全国情報安全標準化技術委員会は、2022年6月24日、「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱行為安全認証規範」（以下「認証規範 V1.0」という。）を公布し、個人情報保護認証における基本的要求（個人情報取扱者に対する要求等）を規定していた。本規範は、「認証規範 V1.0」の内容を一部調整し、意見募集を経た上で¹³公布されたものである。これにより個人情報越境取扱行為の監督管理の強化及び認定規範の詳細化による認証の運用性向上を目指していると考えられる。

「認証規範 V1.0」からの、本規範の主な改正内容としては以下が挙げられる。

- ・ 「認証規範 V1.0」1条に掲げられていた、認証規範が適用される2つの状況¹⁴

⁹ 原文「关于执行《鼓励外商投资产业目录（2022年版）》有关事项的公告」

¹⁰ [本ニュースレターNo.388（2022年11月25日発行）](#)をご参照。

¹¹ 「設備輸入税収調整に関する通知」（国発1997（37号））1条。

¹² 原文「网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动安全认证规范 V2.0」

¹³ [本ニュースレターNo.389（2022年12月9日発行）](#)をご参照。

¹⁴ 「認証規範 V1.0」に記載されていた適用条件は、①多国籍企業又は同一の経済・事業実体の子会社・関連会社間の個人情報越境取扱活動、及び②「個人情報保護法」3条2項が適用される個人情報取扱行為、即ち中国国外の個人情報取扱者による一定の中国国内の自然人の個人情報の取扱活動である。当該

中国最新法令〈速報〉

が削除され、認証規範の適用範囲が拡大されたものと解釈される余地が生じた（1条）。

- ・ 認証を申請する個人情報取扱者の条件として、「合法的な法人格を有すること」及び「正常に経営され、かつ良好な信用を備えていること」が追加された（2条）。
- ・ 域外受領者と締結する法的拘束力を有する合意書に含めるべき内容を詳細化した（5.1条）¹⁵。
- ・ 個人情報保護影響評価報告書に含めるべき事項が一部追加された（5.4条）¹⁶。
- ・ 個人情報権益が侵害された場合に、個人情報主体は、個人情報取扱者と域外受領者のいずれの一方にも損害賠償を請求できることが明記された（6.1条）。
- ・ 個人情報取扱者と域外受領者の責任及び義務が強化された（6.2条）。

（全6条）

III. その他の法令等一覧

2022年12月6日から2022年12月19日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「**薬品標準管理規則（意見募集稿）**」
（原文：药品标准管理办法（征求意见稿））
（国家薬品监督管理局総合同、2022年12月14日公表、意見募集期限2023年1月14日）
2. 「**企業安全生産費用積立及び使用管理規則（改正）**」
（原文：企业安全生产费用提取和使用管理办法（修订））
（財政部、緊急対応管理部、2022年11月21日公布、同日施行）
3. 「**インターネット情報サービスにおける高度な合成に関する管理規定**」
（原文：互联网信息服务深度合成管理规定）
（国家インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部、2022年11月25日公布、2023年1月10日施行）
4. 「**スマートモバイル端末のアプリケーションのプリインストール行為のさらなる規範化に関する通告**」
（原文：关于进一步规范移动智能终端应用软件预置行为的通告）
（工業情報化部、国家インターネット情報弁公室、2022年11月30日公布、2023年1月1日施行）

適用条件の削除により、認証規範の適用範囲が拡大され、個人情報取扱者が業務提携関係に基づいて中国国外の第三者に個人情報を提供する状況が含まれるものと解釈される可能性がある。

¹⁵ 改正により追加された内容は、国家インターネット情報弁公室による2022年6月30日付「個人情報国外移転標準契約規定（意見募集稿）」6条における標準契約の主要な内容と基本的に一致しており、関連合意書を作成する際には標準契約の関連条項を参照することができると思われる。

¹⁶ 改正により追加された内容は、国家インターネット情報弁公室による2022年6月30日付「個人情報国外移転標準契約規定（意見募集稿）」5条における個人情報保護影響評価の内容及び国家インターネット情報弁公室による2022年7月7日付「データ域外移転安全評価規則」5条におけるデータ域外移転リスク自己評価の内容と基本的に一致している。

中国最新法令 < 速報 >

5. 「金融インフラ監督管理規則（意見募集稿）」

（原文：关于《金融基础设施监督管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的通知）
（中国人民銀行、2022年12月14日公布、意見募集期限2023年1月14日）

セミナー情報

- セミナー [『グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～（2022年11月・12月）』](#)

視聴期間 2022年11月2日（水）～2023年3月31日（金）

講師 岡田 淳、田中 浩之、竹内 哲、森 規光、西尾 賢司、細川 怜嗣、北山 昇

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』

開催日時 2023年1月17日（火）13:30～16:30

講師 五十嵐 充 等

主催 株式会社金融財務研究会／経営調査研究会

- セミナー 『ケーススタディで理解する カーブアウト M&A の基礎とノウハウ～多国籍カーブアウト事例で分かりやすく解説～』

開催日時 2023年2月6日（月）10:00～12:00

講師 佐藤 典仁

主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

- 論文 「中国のデジタル法制を見る サイバー領域で国家安全協調」
掲載先 国際貿易 2393号
著者 石本 茂彦

- 本 『中国経済六法 2023年 増補版』
出版社 日本国際貿易促進協会
著者 石本 茂彦（編集代表）、江口 拓哉、小野寺 良文、森 規光、康 石、吉 佳宜、姚 珊、吳 馳、張 超、高 玉婷（共著）

中国最新法令 < 速報 >

NEWS

➤ **新人弁護士（42名）が入所しました**

➤ **パートナーおよびカウンセラー就任のお知らせ**

本年1月1日付にて、下記の18名の弁護士および1名の税理士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

濱 史子、西本 良輔、野間 裕亘、若林 功晃、北 和尚、佐藤 喬洋、北山 昇、喜多野 恭夫、川端 遼、五島 隆文、立石 光宏、金村 公樹、御代田 有恒、廣田 雅亮、内津 冬樹、福田 剛、奥田 亮輔、パヌパン・ウドムスワンナクン

【パートナー税理士】

間所 光洋

また、同日付で16名の弁護士および1名の税理士がカウンセラーに就任いたしました。

【カウンセラー】

森田 茉莉子、秋月 良子、島田 里奈、白根 央、蔦 大輔、石田 渉、二村 佑、桑原 秀明、立川 聡、笠間 周子、ソニ・ティワリ、パタナワツ・ナンタウォーワツ、ピティポーン・アナンタセーツ、サランポーン・チャイアナン、ピヤワンニー・ワタナサコンパン、ジラユ・サンガアンケーウ

【カウンセラー税理士】

丸山 木綿子

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ **ジャカルタオフィス業務開始のお知らせ**

当事務所は、2023年1月1日より、インドネシアの現地法律事務所であるATD Lawとの業務提携を開始し、ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumotoという形で、弊事務所のジャカルタオフィスとして、本格的な業務を開始いたしました。

ジャカルタオフィスには、パートナーの竹内 哲 弁護士が所属予定であることに加え、アソシエイトのシャハブ 咲季 弁護士が常駐いたします。竹内弁護士は、M&A/コーポレートの分野において高い専門性を有し、ジャカルタ駐在（2014年

中国最新法令 < 速報 >

～2017年）後、シンガポールから東南アジア全域のM&A案件及びインドネシア案件（M&A、ジョイント・ベンチャー、労務、贈収賄、不正調査、債権回収、倒産、紛争解決等）を幅広く手掛けて参りました。

ATD Law は、2022年10月に開設した現地法律事務所であり、インドネシアにおいて既に高い評価を受けており、M&A/コーポレート/金融/通信/テクノロジー分野への知見が特に深い Abadi Abi Tisnadisastra 弁護士が代表を務めます。また、ATD Law には、バンキング・ファイナンス分野への知見が深い新進気鋭の Alfa Dewi Setiawati 弁護士がパートナーとして、また、当事務所のシンガポールオフィスにて幅広いインドネシア案件を長年手掛けてきた Robbie Julius 弁護士がカウンセラーとして参画し、弁護士数10名を擁する体制となっており、インドネシア業務に関して幅広いリーガル・サービスを提供できる体制が整いつつあります。

インドネシアは、法制度・実務運用が複雑であり従来よりリーガルニーズが高い国ですが、今後更に巨大な消費マーケットに裏打ちされた各種産業の多様化・深化が見込まれ、そのリーガルニーズも日々多様化しています。ジャカルタオフィスでは、ジャカルタの現地から、当事務所がこれまで培ってきたインドネシア案件の豊富な経験も活かし、多様化するクライアントの皆様からのニーズに対して、最良のクライアント・サービスを提供できるよう取り組んで参ります。そして、当事務所の日本・シンガポール・バンコク・ベトナム・ミャンマー・中国の各オフィスのメンバーとも協働することにより、国内外の幅広いクライアントの皆様からの多様なご依頼へ対応することを通じて、さらなるリーガル・サービスの向上、インドネシア業務の深化を目指します。

ジャカルタオフィス、当事務所の全弁護士の総力を結集して、インドネシアを含むアジア全体でのニーズ、グローバルなニーズにも対応できる体制を充実させることにより、クライアントの皆様への Firm of Choice であり続けられるよう、事務所一丸となって取り組んで参る所存です。

何卒宜しくお願い申し上げます。

中国最新法令 < 速報 >

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、
木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、
重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、
児玉祐基、森琢真
姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立恵、張雪駿、
沈暘、李昕陽、崔北媿、金春賢

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com